

令和元年第2回定例会9月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 2 0 号 明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 2 1 号 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定のこと
- 〃 第 2 2 号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 3 号 明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 4 号 明石市市税条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 5 号 明石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 6 号 明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 7 号 明石市消防団条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 2 8 号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 2 9 号 物品取得のこと
- 〃 第 3 0 号 権利の放棄のこと
- 〃 第 3 1 号 あかし斎場旅立ちの丘に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 3 2 号 平成 3 0 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 1 1 件
- 〃 第 4 3 号 平成 3 0 年度明石市一般会計歳入歳出決算ほか 1 1 件
- 〃 第 4 4 号 平成 3 0 年度明石市水道事業会計決算
- 〃 第 4 5 号 平成 3 0 年度明石市下水道事業会計決算並びに利益及び資本剰余金の処分のこと
- 〃 第 4 6 号 調停の申立てのこと
- 報告第 1 0 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 1 1 号 平成 3 0 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告のこと
- 〃 第 1 2 号 明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと
- 〃 第 1 3 号 一般財団法人あかしこども財団の経営状況報告のこと
- 〃 第 1 4 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成 3 0 年度決算）報告のこと
- 〃 第 1 5 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する評価結果報告のこと

議案第 20 号

明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例を廃止する条例制定のこと

1 要 旨

地方公務員法の一部改正により、職員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることから、職員の任用基準に関し必要な事項を定めた本条例が所期の目的を達成したため、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

令和元年12月14日

1 要 旨

地方公務員法の一部改正により新たに任用する会計年度任用職員（一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職員）の給与等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) フルタイム会計年度任用職員（一週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一の時間である会計年度任用職員）の給与について規定

ア フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表を新設する。

イ フルタイム会計年度任用職員に、給料のほか、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等を支給する。

(2) パートタイム会計年度任用職員（一週間当たりの勤務時間が常勤職員に比し短い時間である会計年度任用職員）の報酬、期末手当及び費用弁償について規定

ア パートタイム会計年度任用職員に、月額、日額又は時間額による報酬及び時間外勤務、休日勤務、夜間勤務等に係る報酬を支給する。

イ パートタイム会計年度任用職員に、期末手当を支給する。

ウ パートタイム会計年度任用職員に、費用弁償として交通費を支給する。

(3) その他会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を規定

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

1 要 旨

会計年度任用職員の任用に当たり必要な整備を行うとともに、地方公務員法の一部改正等に伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市職員の給与に関する条例

イ 明石市立学校職員の給与等に関する条例

ウ 明石市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

エ 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例

オ 明石市職員の分限及び懲戒に関する条例

カ 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例

キ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される明石市職員の処遇等に関する条例

ク 明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

ケ 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

コ 明石市職員退職手当条例

(2) 臨時的任用職員の給与を見直す。

(3) 市営企業の会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定めるほか、会計年度任用職員を任用することに伴う所要の整備を図る。

(4) フルタイム会計年度任用職員に退職手当を支給する。

(5) 職員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、規定の整備を図る。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日。ただし、2 の(5)は令和元年 1 2 月 1 4 日

1 要 旨

旧氏（過去に称していた氏であって、戸籍又は除籍に記載又は記録されているもの）を使用した円滑な社会活動を支援するため、旧氏を表した印鑑を登録できるようにしようとするもの。

2 内 容

住民票に旧氏が記載されている場合は、旧氏を表した印鑑を登録することができるようにする。

3 施行期日

令和元年 1 1 月 5 日

1 要 旨

平成 3 1 年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税に係る課税体系を見直すことのほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 軽自動車税に係る課税体系の見直し

ア 軽自動車の自動車取得税（県税）に替わって、環境性能割を創設する。

対象車	令和元年 10 月 1 日～ 令和 2 年 9 月 30 日 取得分		令和 2 年 10 月 1 日～ 取得分	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等 2020 年度燃費基準 + 10% 達成車	非課税		非課税	
2020 年度燃費基準達成車	非課税	0.5%	1%	0.5%
2015 年度燃費基準 + 10% 達成車	1%	1%	2%	1%
上記以外	1%	2%	2%	2%

イ 現行の軽自動車税の名称を種別割に変更する。

(2) 法人市民税の税率の引下げ

令和元年 1 0 月 1 日の消費税率の引上げに併せて、法人市民税法人税割の税率を引き下げる。

	現行	改正
中小企業に係る税率	9.7%	6.0%
その他の企業に係る税率	12.1%	8.4%

(3) その他地方税法の改正に伴う所要の整備

ア 前年の合計所得金額が 1 3 5 万円以下の単身児童扶養者の市民税を非課税とするほか、単身児童扶養者に係る税制上の措置を講じる。

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車に係る種別割（現行の軽自動車税）の税率を環境負荷の程度等に応じて25%～75%軽減するグリーン化特例について、適用期限を2年（電気自動車等については、4年）延長する。

3 施行期日

令和元年10月1日。ただし、2の(3)アは、令和3年1月1日。

議案第 25 号

明石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

市長の附属機関として、新たに支給審査委員会を設置しようとするもの。

2 内 容

必要に応じて、市長の附属機関として、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する支給審査委員会を置く。

3 施行期日

公布の日

議案第 26 号

明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

大久保町南高丘地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めようとするもの。

2 内 容

建築物の制限を適用する区域に、大久保町南高丘地区地区整備計画の区域を追加する。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除しようとするもの。

2 内 容

消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除し、消防団員に必要な能力の有無を個別的、実質的に審査する。

3 施行期日

公布の日

今回の補正は、歳出で、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修などに係る児童福祉一般事務事業費等及び財政基金積立金を追加するとともに、歳入で、繰越金及び国庫支出金を追加するもの。

また併せて、情報システム基盤・基幹系構築運用業務委託に係る債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 345,000 千円 補正後 112,716,735 千円 〕

歳 入

国庫支出金	29,000 千円	民生費国庫補助金
繰越金	316,000 千円	前年度繰越金

歳 出

物件費	29,000 千円	児童福祉一般事務事業費	27,900 千円
		障害福祉システム管理事業費	1,100 千円
積立金	316,000 千円	財政基金積立金	

債務負担行為
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
情報システム基盤・基幹系構築運用業務委託	3,608,000	R2～R13

1 要 旨

(仮称)あかしユニバーサル歯科診療所に係る歯科医療備品を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもの。

2 取得しようとする物品の表示

名 称	数 量	備 考
歯科医療備品	1 式	歯科用 X 線撮影装置、診療用サクション、歯科用コンプレッサー、口腔外用サクション天井設置型、医療用空気浄化装置、汎用歯科用照明器、可搬式歯科用ユニット、エルビウム・ヤグレーザー、歯科用小型包装用高圧蒸気滅菌器、歯科用器具除染用洗浄器、給水器具等

3 取得価格 金 46,524,280円

4 相手方 神戸市西区小山3丁目13番5号
 有限会社大河歯科材料店 明石店
 明石店支店長 衣 笠 治

1 要 旨

阪神・淡路大震災により災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 権利の内容

阪神・淡路大震災により災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する当該貸付金の元金及び利息に係る支払請求権

3 放棄する債権の額及び件数

(1) 債権の額 合計 135,718,630円
(貸付額合計 219,600,000円)

(2) 件 数 100件

4 放棄の理由

保証人の生活基盤の安定を図るとともに、平成31年4月1日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けの際の保証人を不要としたことを踏まえた貸付条件の平準化を図るため、債権を放棄するもの。

1 要 旨

あかし斎場旅立ちの丘の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

あかし斎場旅立ちの丘

明石市和坂1丁目1番12号

3 指定管理者となる団体

富士建設工業・日本管財共同事業体

代表者 新潟県新潟市北区島見町3307番地16

富士建設工業株式会社

代表取締役 鳴 海 利 彦

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 3 2 号
)
 議案第 4 5 号

平成 3 0 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公
 営企業会計決算等

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に
 より、平成 3 0 年度明石市一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計決
 算につき、監査委員の意見を付し、議会の認定等を求めるもの。

平成 3 0 年度 一般会計・特別会計決算額

(単位:千円)

会 計 区 分		A 歳入決算額	B 歳出決算額	C = A - B 形式収支額	D 繰越財源	E = C - D 実質収支額
一 般 会 計		109,865,639	109,211,227	654,412	22,868	631,544
特 別 会 計	葬 祭 事 業	666,973	666,973	0	0	0
	国 民 健 康 保 険 事 業	33,573,026	32,434,867	1,138,159	0	1,138,159
	財 産 区	5,729,509	74,951	5,654,558	0	5,654,558
	公 共 用 地 取 得 事 業	47,869	47,869	0	0	0
	石ヶ谷墓園整備事業	360,525	87,615	272,910	0	272,910
	農 業 共 済 事 業	15,886	14,689	1,197	0	1,197
	地 方 卸 売 市 場 事 業	105,380	105,380	0	0	0
	介 護 保 険 事 業	22,590,493	21,922,511	667,982	0	667,982
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	3,932,165	3,830,369	101,796	0	101,796
	病 院 事 業 債 管 理	1,014,043	1,014,043	0	0	0
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	22,739	7,024	15,715	0	15,715
	小 計	68,058,607	60,206,290	7,852,317	0	7,852,317
合 計		177,924,246	169,417,517	8,506,729	22,868	8,483,861

※ 各会計毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

平成 3 0 年度 企業会計決算額

(単位:千円)

会 計 区 分		A 収 入	B 支 出	C = A - B 差 引	当年度純利益 又は 当年度純損失	当年度未処分 利益剰余金又 は当年度未処 理欠損金
水 道 事 業	収益的収支	6,786,087	5,791,715	994,372	865,796	1,658,895
	資本的収支	37,941	2,505,039	△2,467,097		
下 水 道 事 業	収益的収支	9,780,716	8,767,008	1,013,708	962,728	1,854,570
	資本的収支	2,110,385	5,463,222	△3,352,836		
合 計	収益的収支	16,566,803	14,558,723	2,008,080	1,828,525	3,513,465
	資本的収支	2,148,327	7,968,260	△5,819,934		

※ 各数値毎に単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

1 要 旨

賃借権確認請求の調停を申し立てることにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 相手方

神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号

神鋼不動産株式会社

代表取締役 花 岡 正 浩

3 請求の要旨

相手方から賃借して、市道大久保418号線から保育所2園への進入経路としている土地について、当該賃借期間の終期である令和元年7月31日後も、本市が期間の定めのない賃借権（賃料月額44,000円）を有することの確認を求めるもの。

1 要 旨

交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年7月29日専決処分したので、報告するもの。

2 内 容

(1) 損害賠償額 金 147,200円

(2) 相手方 車両所有者 明石市在住の個人
運 転 者
同 乗 者 明石市在住の個人
同 乗 者 明石市在住の個人

(3) 事故の内容 平成31年4月8日明石市硯町1丁目2番4号地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、市民生活局環境室収集事業課の職員が運転する本市所有のごみ収集車が直進するため交差点に進入した際、自転車に乗車して右方から直進してきた相手方に接触し、自転車を破損させたとともに、運転者及び同乗者を負傷させたもの。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率の名称	平成30年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	2.8	25.0	35.0
将来負担比率	28.1	350.0	

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	平成30年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—		
地方卸売市場事業特別会計	—		

報告第12号

明石地域振興開発株式会社の経営状況報告のこと

明石地域振興開発株式会社の平成30年度の決算書等及び令和元年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第13号

一般財団法人あかしこども財団の経営状況報告のこと

一般財団法人あかしこども財団の平成30年度の決算書等及び令和元年度の事業計画書等を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。

報告第 1 4 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（平成 30 年度決算）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の平成 30 年度の決算書等を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもの。

報告第 1 5 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務実績に関する
評価結果報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の平成 3 0 事業年度の業務実績及び第 2 期中期目標の期間（平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで）における業務実績に関する評価を行ったため、地方独立行政法人法第 2 8 条第 5 項の規定に基づき報告するもの。